

【在学中保存】

P T A 会 則



我孫子市立我孫子第三小学校

令和5年4月24日改定版

我孫子市立我孫子第三小学校 P・T・A 会則

《第 1 章 名 称》

- 第 1 条 第 1 項 本会は、我孫子市立我孫子第三小学校 P・T・A と称し、会の所在地は我孫子市柴崎台 3 丁目 3 番 1 号とし、我孫子市立我孫子第三小学校内におく。事務局を校内におく。
- 第 2 項 本会の設立日は昭和 24 年 5 月 1 日である。

《第 2 章 目 的》

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員の協力により、教育に対する理解を深め、家庭・学校・社会における児童の保護・生活指導・福祉をはかり、併せて会員の教養を高めることを目的とする。

《第 3 章 方 針》

- 第 3 条 本会は、下記の方針で運営する。
- (1) 本会与学校は相互に信頼しあい、目的達成のために協力する。
 - (2) 本会は自主独立のもので、他の支配を受けることはない。
 - (3) 本会は特定の政党や宗教にかたよらず、又、営利を目的とした活動及び支持をもしない民主団体である。

《第 4 章 会 員》

- 第 4 条 本会の会員は、本校に在学する児童の保護者及び教職員をもって組織する。

《第 5 章 役 員》

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1 名、 副会長 2 名以上、 書記長 1 名、 書記 2 名以上、
会計 2 名、 会計監査 2 名、 事務局（教職員） 1 名

- 第 6 条 役員の任務は次の通りとする。
- 会長は、会を代表し、会務を総括し、全ての会議を招集することができる。
副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時には、これに代わる。
書記長及び書記は、一般事務を処理する。
会計は、会計事務を処理する。
会計監査は、本会の会計を監査し、総会において監査結果を報告する。

- 第 7 条 役員の任期は次のとおりとする。
- 第 1 項 役員の任期は、1 年とし再任を妨げない。
 - 第 2 項 役員に欠員が生じた場合は、会則第 5 条に基づき、選考委員会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。
 - 第 3 項 役員は一身上の都合により役員を退任することができる。退任の際には役員の協議により、在任期間に応じて次年度以降の役員もしくは専

門委員の引き受けについての免除措置を設けることができる。
第4項 役員の3分の2以上の賛成をもって、役員を解任することができる。
解任の際には次年度以降の役員もしくは専門委員の引き受けについての免除措置は一切設けない。

第8条 役員の選出

第1項 役員は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。
第2項 役員の選出規定については、内規第2条及び内規第3条による。
この選出規定については、常任委員会にて決議出来るものとする。

《第6章 専門委員会及び専門委員》

第9条 本会は次の専門委員会をおく。

学年委員会、広報委員会、地区委員会、PTAイベント委員会、役員選考委員会

第10条 本会は次の専門委員をおく。

第1項 学年委員 各学年若干名、広報委員 各学年若干名、地区委員 各地区若干名、PTAイベント委員 各学年若干名、役員選考委員 各学年若干名をおき、専門委員は各専門委員会に所属する。

第2項 各専門委員の任期は、学年委員会1年、広報委員会1年、地区委員会1年、PTAイベント委員会1年、役員選考委員会1年とし、再任を妨げない。

第11条 学年委員は、クラス会を招集し、児童の学習や生活について、クラス担任と協議し協力する。

第12条 専門委員会の委員長選出

学年委員会、広報委員会、PTAイベント委員会、地区委員会、役員選考委員会の正副委員長は、各専門委員の互選により選出される。

第13条 専門委員会の任務

各委員会は本部役員と協力し、下記の任務にあたる。

学年委員会は、クラス児童の保護者の意見を、クラスやP・T・A活動に反映させ、保護者相互の連絡にあたり、又その他の事業を行う。

広報委員会は、P・T・A広報誌の発行にあたる。

地区委員会は、校外の環境整備、児童の校外生活の指導等、事故防止対策にあたる。

PTAイベント委員会は、P・T・Aの目的を達成するための事業として、本部役員と協力しP・T・A行事の企画と限定的な運営にあたる。

役員選考委員会は、新年度の役員候補の選出にあたる。

《第7章 運 営》

第14条 本会を運営するため、次の会議を開催する。

総会、常任委員会、役員会、専門委員会、学年委員会、学級委員会、クラス会、選考委員会

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年度初めに開催し、会務の報告、決算、年度事業計画、予算、役員の承認、会則の変更、その他必要の審議並びに承認を行う。

第16条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又会員の5分の1以上の要請があった場合に開催することができる。

第17条 総会は会員の過半数により成立する。決議は出席者の2分の1以上の賛同による。ただし出席は委任状をもって代えることができる。
会員を招集しての総会開催が困難な場合は会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、書面又は電磁的記録により全会員の過半数が同意の意志表示をした時は総会の決議があったものとみなす。また、未回答や白票は同意とみなす。

第18条 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員・専門委員会正副委員長、学年委員長により構成され、総会より委任された事項、補正予算、P・T・Aに関する諸問題、その他必要事項について議決する。
会長が必要と認めた場合、役員経験者を本会に招集することができる。

第19条 その他会長が必要と認めた場合、特別委員会を開催することができる。

《第8章 会 計》

第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第21条 会費は、一世帯ごとに月額250円とし、指定日に一年分を全納とする。
ただし、途中転出者については、翌月からの会費は返金とする。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

《第9章 付 則》

本会則は、昭和24年5月1日より、之を施行する。

本会則は、平成4年4月25日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成6年4月23日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成10年4月18日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成11年4月17日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成15年4月18日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成16年4月16日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成17年4月15日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成18年4月21日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成19年4月20日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成21年4月17日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成24年3月6日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成25年2月23日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成26年4月19日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成28年4月16日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、平成31年4月19日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、令和3年4月16日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、令和4年4月20日より、一部変更し同日より、之を施行する。

本会則は、令和5年4月24日より、一部変更し同日より、之を施行する。

《 内 規 》

第1条 児童及び会員の慶弔に関すること

- (1) 在学児童並びに教職員が1ヶ月以上入院治療又はこれに準ずる場合は、見舞金5千円を贈る。
- (2) 在学児童及び会員本人に不幸が生じた場合、在学児童は1万円、会員本人は5千円の弔慰金を贈る。
- (3) 在学児童並びに会員本人に不幸が生じた場合、その葬儀において、「我孫子第三小学校PTA」より5千円の香典を贈る。
但し、事務局（教職員）の指示があった場合は、供物・供花を贈ることができる。

第2条 役員及び専門委員について

- (1) 在学1児童につき1回は、役員もしくは専門委員を引き受けるよう努めるものとする。
- (2) 役員は、1回につき全在学児童分免除とする。但し、会計監査は在学1児童分とし、専門委員と同じ扱いとする。
- (3) PTAバレーボール部に部員登録し、年間を通じて8割以上出席し、2年間バレーボール部員活動をした場合、2年毎に専門委員1回分とする。

第3条 役員について

- (1) 各種行事、常任委員会への参加が期待できる者を選出する。
- (2) 部会への積極的参加が期待できる者を選出する。
- (3) 書記の選出については、自宅等での作業が予想されることからパソコンの所有者が望ましい。
- (4) 役員の選出方法
 - ①立候補を募る。
 - ②推薦を募る。
 - ③履歴カードを基に在学児童分の役員・専門委員を引き受けていない人を選出し、抽選番号を該当者に通知する。
 - ④再度立候補を募る。
 - ⑤月末までに立候補者が定員に満たない場合③該当者の中から数十名の候補者を抽選で選ぶ。
 - ⑥数十名の候補者で話し合いの場を持ち、最終決定をする。

第4条 専門委員について

- (1) 役員・正副委員長経験者及びPTAバレーボール部キャプテン経験者は本人が希望した場合を除き、未就学児を持っている場合も今後一切正副委員長に選出されないものとする。
- (2) 在学1児童に対し、2回目の専門委員を引き受けた場合、本人が希望した時は正副委員長には選出されないものとする。
- (3) 専門委員の選出方法
 - ①立候補を募る。
 - ②推薦を募る。
 - ③履歴カードを基に在学児童分の役員・専門委員を引き受けていない人を選出し、抽選番号を該当者に通知する。
 - ④再度立候補を募る。

⑤月末までに立候補者が定員に満たない場合③該当者の中から数十名の候補者を抽選で選ぶ。

⑥数十名の候補者で話し合いの場を持ち、最終決定をする。

(4) P T A イベント委員会の選出については、その年度の行事予定により異なる。

(5) 専門委員を引き受けたとしても、委員会活動への参加状態、協力状態によっては、在学1児童分として認めない場合がある。

決定は、本部役員、各正副委員長の協議による。

第5条 その他

上記以外のことは、役員会で協議し決める。